



福岡医発第 3182 号 (地)

令和 2 年 3 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

令和元年台風第 19 号による被災者に係る被保険者証等の提示について

(令和 2 年 4 月 1 日以降の取扱い)

令和元年台風第19号による被災に伴い、被保険者証等を紛失している場合等、被保険者証等を保険医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、令和元年10月15日付け福岡医発第1859号(地)「令和元年台風19号に伴う災害による被災者に係る被保険者証等の提示等及び公費負担医療の取扱いについて」によりご連絡申し上げてきたところです。

今般、各保険者より被保険者証等の再交付が随時行われることを踏まえ、令和2年4月1日以降は、保険医療機関等において、原則として通常どおり被保険者証等の提示により資格確認を行うことが厚生労働省より通知された旨、日本医師会より通知がありましたので併せてご連絡申し上げます。

ただし、保険医療機関等において、被災により被保険者証等を紛失した者が、令和2年4月1日以降も被保険者証等を提示せずに受診しようとした場合には、その氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名)の申告を受けた上で受診できることとされております。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、当該被保険者については、速やかに被保険者証等の再交付を受け、再交付後に保険者番号及び被保険者証等の記号・番号を必ず当該保険医療機関等に連絡するよう、各地方厚生(支)局及び各都道府県関係部局より周知が図られることとされておりますことを申し添えます。

<添付資料>

- ・ 令和元年台風第19号による被災者に係る被保険者証等の提示について
(令 2. 2. 27 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事：肥山淳一郎

会長：島田昇二郎

(保 257)

令和 2 年 2 月 2 8 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

令和元年台風第 1 9 号による被災者に係る被保険者証等の提示について
(令和 2 年 4 月 1 日以降の取扱い)

令和元年台風 1 9 号による被災に伴い、被保険者証等を紛失している場合等、被保険者証等を保険医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、令和元年 1 0 月 1 3 日付 (保 144) F「令和元年台風 1 9 号に伴う災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」によりご連絡申し上げてきたところです。

今般、各保険者より被保険者証等の再交付が随時行われることを踏まえ、令和 2 年 4 月 1 日以降は、保険医療機関等において、原則として通常どおり被保険者証等の提示により資格確認を行うこととされましたのでご連絡申し上げます。

ただし、保険医療機関等において、被災により被保険者証等を紛失した者が、令和 2 年 4 月 1 日以降も被保険者証等を提示せずに受診しようとした場合には、その氏名、生年月日、連絡先 (電話番号等)、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所 (国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名) の申告を受けた上で受診できることとされております。

なお、当該被保険者については、速やかに被保険者証等の再交付を受け、再交付後に保険者番号及び被保険者証等の記号・番号を必ず当該保険医療機関等に連絡するよう、各地方厚生 (支) 局及び各都道府県関係部局より周知が図られることとされております。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・令和元年台風第 19 号による被災者に係る被保険者証等の提示について
(令 2. 2. 27 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 27 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第 19 号による被災者に係る被保険者証等の提示について

令和元年台風第 19 号による被災に伴い、被保険者証等を紛失している場合等、被保険者証を保険医療機関等に提示できない場合には、氏名、生年月日等を申し立てることにより、受診できる取扱いとしてきたところ（別添「令和元年台風 19 号による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」(令和元年 10 月 12 日厚生労働省保険局医療課事務連絡)）。今般、各保険者において、被保険者証等の再交付が随時行われることを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施及び関係者に対する周知について遺漏なきを期されたい。

記

- 1 令和 2 年 4 月 1 日以降は、保険医療機関等において、原則として通常どおり被保険者証等を提示することにより資格確認を行う取扱いとすること。
- 2 このため、被保険者証等を紛失等した者に対し、速やかに加入している医療保険の保険者に連絡し、被保険者証等の再交付を受けるよう周知を図られたい。
- 3 各保険医療機関等においては、被災により被保険者証等を紛失した者が、令和 2 年 4 月 1 日以降も被保険者証等を提示せずに受診しようとした場合には、その氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名）の申告を受けた上で受診できることとするが、被保険者は、速やかに被保険者証等の再交付を受けるとともに、再交付後、保険者番号及び被保険者証等の記号・番号を必ず当該保険医療機関等に連絡するよう周知を図られたい。

(別添)
事 務 連 絡
令和元年 10 月 12 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

令和元年台風 19 号による災害の被災者に
係る被保険者証等の提示等について

令和元年台風 19 号による被災に伴い、被保険者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名）を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

また、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、後日事務連絡が発出されるものであること。

なお、当該避難者等に係る診療報酬等の請求については、平成 25 年 1 月 24 日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係
TEL:03-5253-1111（内線 3288）
FAX:03-3508-2746